県互助組合への加入手続について

互助組合
（082）228-1386

公立学校共済組合の資格を取得された方は，互助組合に加入できます（一部市町費等の職員を除く。）。

1　提出書類　「㊫加入申込書」（※１）（共済組合員証番号が変更となった場合も提出が必要です。）

2　提出期限　共済組合員資格取得日から 20 日以内（必着）（※１）（※２）（※４）

◎　引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

区　分	事　　例	加入手続	備　　考
県　内 異動者	異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき 例.（県費職員）　（市町費職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号	○	加入希望者は新しい共済組合員証番号で，**再度，㊫加入申込書の提出（※２）（※４）が必要**です（異動先が県互助組合に加入できる場合に限る。）。
任期付 職　員	任期満了後に再度任用され，共済組合員証番号が変わったとき 例.（任期付職員）　（臨時的任用職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号	○	任意で加入できます。但し，貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。 加入希望者は新しい共済組合員証番号で，**再度，㊫加入申込書（※２）（※４）の提出が必要**です。
臨時的任用職員及び会計年度任用職　員	共済組合員証番号は同じだが一度退職(※３)した後，日を空けて任用されたとき 例.（臨時的任用職員）　（臨時的任用職員） 旧組合員証番号 →（資格喪失）→ 旧組合員証番号 ※　共済組合の資格を取得された互助組合加入希望者のみ	○	
再任用 職　員	定年退職後，再任用職員になったとき 例.（県費職員）　（再任用職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号 ※　共済組合の資格を取得された互助組合加入希望者のみ	○	

(※１)　互助組合ホームページ（http://www.gojo.or.jp/）からダウンロードしてください。

(※２)　㊫加入申込書の提出は,共済組合員資格取得日から20日以内(互助組合必着)となりますので,御注意ください。

(※３)　共済組合員証（健康保険証）を返納したとき（共済組合員証番号変更時を含む。）。

(※４)　互助組合の退職医療制度加入者は，加入できません。